

# 令和8年度 環境こだわり農産物消費拡大推進補助金 募集のお知らせ

## 1 補助対象者

「おいしがうれしが」キャンペーン実施登録事業者

自然がおいしい、心がうれしい。



やっぱり滋賀のものがええなあ

## 2 募集期限

令和8年7月10日（金）17時必着

※募集期間満了時点で申請額が予算額に満たない場合は、予算の範囲で申請を随時受け付けます。

## 3 支援の内容

「環境こだわり農産物」にかかる自主的な広報活動に対する補助

<取組例>

- (1) 直売所や量販店のインショップ等における環境こだわり農産物コーナーの設置  
環境こだわり農産物等販売コーナーを設置するために必要な経費（PR資材等作成費、什器等購入費等）
- (2) 直売所や量販店等での販売促進・PR活動  
量販店等での販売促進・PR活動を実施するために必要な経費（量販店等店頭販促費、PR資材等作成費等）
- (3) 広報資料やPR資材等の作成・配布  
環境こだわり農産物等のPRを目的としたポスター印刷費、ステッカー作成費等
- (4) その他、知事が認める取組

※いずれの取組も、環境こだわり農産物がもたらす地球温暖化や琵琶湖環境の保全等への効果を明示すること。

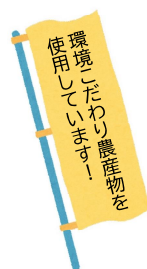
## 4 補助率・補助上限額

補助対象経費の2分の1を補助

1事業者あたり30万円を限度

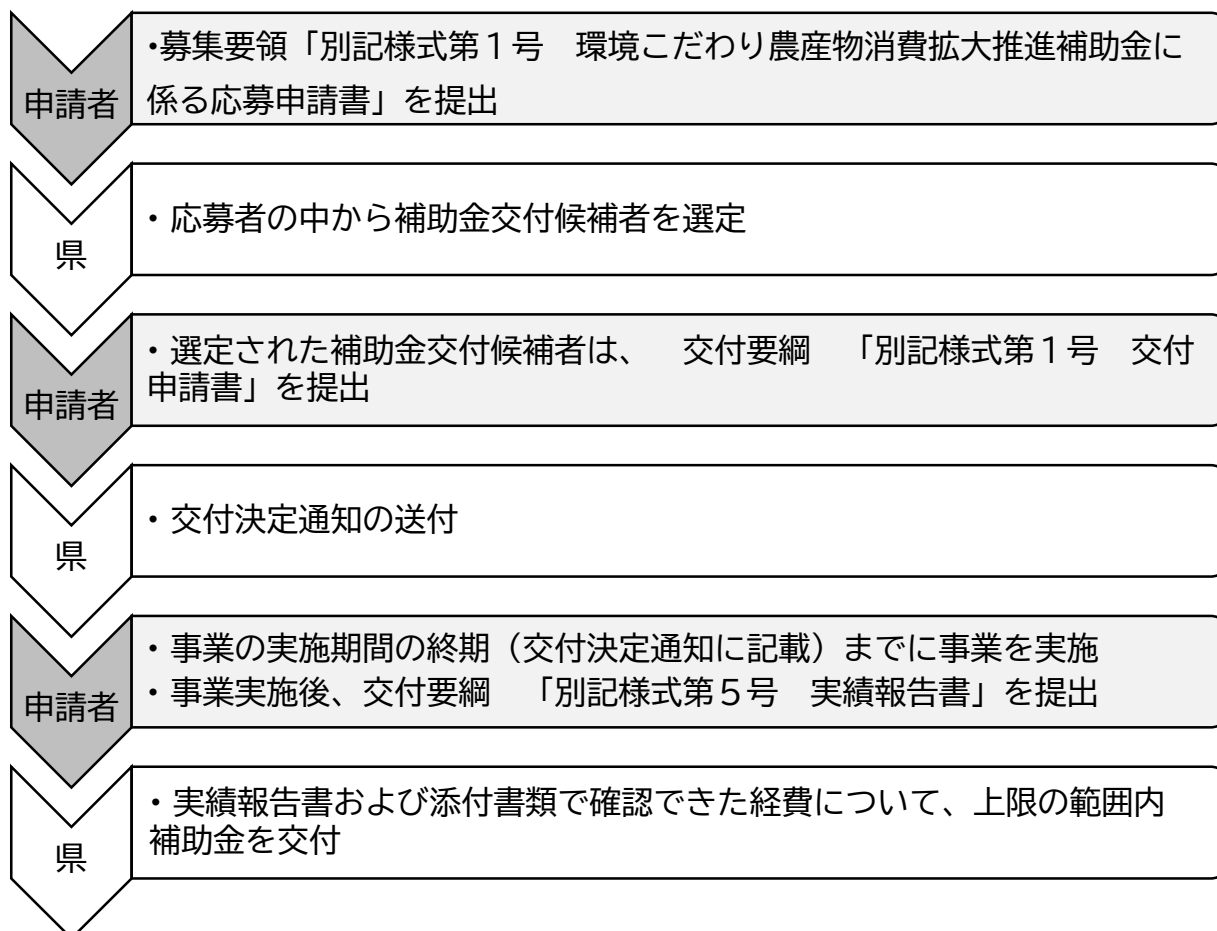
## 5 その他の要件

- 補助事業全体および交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる事業者であること
- 県の求めに応じ、開示可能な販売実績データ等を提出することができる事業者であること
- 事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと
- 滋賀県環境こだわり農業推進条例等に従うことができる事業者であること



## 6 補助事業の流れ

補助金交付の手続きなど、詳細は「環境こだわり農産物消費拡大推進補助金 交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）および「環境こだわり農産物消費拡大推進補助金に係る募集要領」（以下、「募集要領」という。）によります。



皆様の積極的な御活用をお待ちしています！



### ◆お問い合わせ先

滋賀県 農政水産部 미래の農業振興課 食のブランド推進室 地消地産係  
TEL : 077-528-3891  
E-Mail : gc0101@pref.shiga.lg.jp